

会 議 録 目 次

平成25年第1回海田町議会定例会（第1日目）

平成25年2月5日（火）午前 9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第3	諸般の報告	
	（1）議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（2）行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第4	同意第1号 副町長の選任の同意について・・・・・・・・	7
日程第5	同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について・・・・	9
日程第6	同意第3号 教育委員会委員の任命の同意について・・・・	11
日程第7	第1号議案 海田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につい て・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第8	第2号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算（第7号）・・・・	16
日程第9	第3号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	23
日程第10	第4号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） ・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第11	第5号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	29
日程第12	第6号議案 平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	30
日程第13	施政方針・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	43

平成25年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年2月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月5日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町             | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部           | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部           | 長 | 内 田 和 彦 |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 窪 地 満   |
| 建 設 部           | 長 | 北 山 忍   |
| 会 計 管 理 者       |   | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 部 次 長       |   | 臼 井 真   |
| 企 画 課           | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課           | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課           | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課           | 長 | 花 本 則 之 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 |   | 石 木 義 博 |
| 住 民 課           | 長 | 加 藤 一 生 |
| 社 会 福 祉 課       | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課         | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課       | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課           | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課         | 長 | 武 田 昭 典 |
| 教 育 委 員         | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育             | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次 長         |   | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 小田原 かおり |

生涯学習課長 中垣雅彦  
水道課長 丹羽 勤  
収税対策室長 海老原 由訓

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 細川真示  
主 査 森原宏生  
主 事 利光裕子

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

日程第4 同意第1号 副町長の選任の同意について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第7 第1号議案 海田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第8 第2号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算(第7号)

日程第9 第3号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第10 第4号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第11 第5号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 第6号議案 平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 施 政 方 針

日程第14 一 般 質 問

日程第15 請願第1号 畝保育所の移転建替整備に関する請願

日程第16 第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 第8号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程第18 第9号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ  
運営条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 第10号議案 平成25年度海田町一般会計予算

日程第20 第11号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第21 第12号議案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第22 第13号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計予算

日程第23 第14号議案 平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24 第15号議案 平成25年度海田町水道事業会計予算

日程第25 第50号議案 旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について

日程第26 庁舎建設特別委員会調査報告

日程第27 議会改革特別委員会中間報告

日程第28 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件

日程第29 議会改革特別委員会調査報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆様、おはようございます。本日は大変ご苦勞様でございます。ただ今の出席議員数は、15名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第1回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第29に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、議長より、5番、宗像議員、6番、桑原議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月19日までの15日間と決します。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時01分 休憩

午前 9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から2月19日までの15日間と決しております。日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております12月定例会以降の主なものについて報告いたします。はじめに12月25日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告いたします。それでは、平成24年12月25日に開催されました平成24年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。平成24年第2回定例会におきましては、人事案件1件、決算案件1件、予算案件2件が提出されました。まず、人事案件として監査委員の選任については、府中町議会議長の中村勤氏が全会一致で選任されました。続いて決算案件として、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、予算案件として、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成24年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成23年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成24年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。次に、1月29日に平成25年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります前田議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。前田議員。

○14番（前田）広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成25年1月29日に平成25年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたの

で、本議会選出の私から議会の概略についてご報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件2件、条例案件2件及び予算案件4件が提案されました。まず人事案件として、議案第1号、欠員となっている副広域連合長の選任については、神石高原町長の牧野雄光氏が全会一致で選任されました。また、議案第8号、任期満了に伴う副広域連合長の選任については、坂町長の吉田隆行氏が全会一致で選任されました。次に、条例案件として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を平成25年度も活用できるよう条例の失効時期を延長することについて、議案第2号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正が全会一致で可決されました。また、所得の少ない被保険者の均等割額について、7割軽減を8.5割軽減とする措置を平成25年度も継続することについて、議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が全会一致で可決されました。次に、予算案件として、特別会計事務費繰出金などの減額に伴う議案第4号、平成24年度一般会計の補正予算（第2号）及び保険料軽減特別対策に係る増額などに伴う第5号、平成24年度特別会計補正予算（第3号）については、それぞれ全会一致で可決されました。また、議案第6号、平成25年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ10億8,726万3,000円とし、全会一致で可決され、議案第7号、平成25年度特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3,866億2,270万7,000円とし、全会一致で可決されました。なお、関係資料については、議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成25年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（久留島）次に、2月1日に建設産業委員会が広島県と広島市に対し、広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める陳情書を提出されております。なお、12月定例会以降の常任委員会、調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。はじめに、平成24年第5回定例会において採択された町道6号線整備早期完了を求める請願についてでございますが、用地買収が遅れている箇所所有権に係る裁判が開始されることになりましたの

で、判決が下り次第、事業用地の取得手続に入りたいと考えております。次に、海田町住宅リフォーム補助事業補助金については、住民の皆様から多数の申請をいただき、昨年 12 月 11 日をもって受付を終了いたしました。続きまして、年の瀬を迎え生活に不安を抱える方々を支援するために、12 月 29 日に生活相談窓口を開設しましたが、相談はございませんでした。次に、電算システムについては、年末年始にかけて災害に強い専用施設へメインサーバーの移設を行いました。続きまして、消防出初式についてでございますが、1 月 13 日に海田小学校グラウンドにおいて消防団員、広島市安芸消防署、少年消防クラブ、龍洞保育所幼年消防クラブなど、約 200 人の参加のもと行いました。当日は冬空の寒い中、町民の皆様約 500 人が参観され、消防団員の分列行進、小型動力ポンプ操法、広島市消防局はしご乗り同好会によるはしご乗り演技、少年消防クラブによる初期消火活動、広島市安芸消防署との合同の同時多発災害訓練などにより、防火・防災意識の向上を図ることができました。また同日、平成 25 年成人祭を海田公民館において開催いたしました。本年の成人祭対象者は 304 人で、そのうち約 215 人、約 71% の新成人が参加をいたしました。式典では、新成人の皆様が厳粛な態度でお祝いや激励の言葉に耳を傾けておりました。また、式典に続いて実行委員会が独自に企画・運営をした手作りの記念パーティーで盛り上げ、再会した同級生や恩師の方々との楽しい一時を創出しておりました。次に、1 月 17 日、海田町立学校通学審議会から、現行どおりの通学区域案を採択する答申がございました。続きまして、法務局跡地の取得についてでございますが、1 月 28 日付けで中国財務局から照会がありましたので、海田町シルバープラザ整備に向け、取得したいと考えております。次に、電気自動車につきましては、昨日 2 月 4 日に納車式を終えたところでございます。また、電気自動車の急速充電設備については、現在ひまわりプラザにおいて整備工事を進めております。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。本議会には同意 3 件、条例制定 1 件、条例改正 3 件、補正予算 5 件、当初予算 6 件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これにて、諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、同意第 1 号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。ここに本人がおられますので、退席をお願いいたします。町長より提案理由の説明



を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、副町長の選任の同意について、副町長であります三宅信行さんが平成25年4月9日をもって任期が満了することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き三宅信行さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第1号、副町長の選任の同意について、ご説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開きください。現副町長の三宅信行さんの任期が平成25年4月9日をもって満了となることに伴いまして、引き続き三宅信行さんを副町長としてお願いするものでございます。副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、町長が選任するものでございます。それでは、三宅信行さんの経歴についてご説明をいたします。生年月日は昭和31年6月11日で現在56歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和55年4月に広島県に採用され、農政部耕地課、三原県税事務事、企画振興部地域振興課等を経て平成12年4月、総務企画部情報政策課企画員、平成14年4月、総務企画部財務総室財産管理室主査、平成18年4月、総務部財務局財産管理室事業調整監、平成20年4月、総務局財務部税務課調整監を務められ、平成21年4月、企画振興局付室長、平成21年4月10日より海田町副町長として勤務をされております。これまでの広島県職員として培った、その幅広い経験や豊富な知識をお持ちの方でございます。また、これまでの海田町の副町長としての行政手腕は、町長の補佐役としてその重責を十分に担うに適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより本案について採決いたします。この採決については、前田議員ほか1名から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票で採決いたします。これより同意第1号について採決

いたします。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(久留島) ただいまの出席議員数は14名でございます。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。同意第1号について、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本案に反対として取り扱います。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 投票漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(久留島) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

○議会事務局長(細川) 1番、大江議員。2番、兼山議員。3番、下岡議員。4番、住吉議員。5番、宗像議員。6番、桑原議員。7番、岡田議員。8番、西田議員。9番、渡辺議員。10番、多田議員。11番、西山議員。12番、崎本議員。14番、前田議員。15番、佐中議員。

○議長(久留島) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 投票を終わります。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番、岡田議員、8番、西田議員を指名します。なお、立ち合い人は筆記用具などを持ち込まないようお願いします。立会人の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(久留島) 投票の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成6票、反対8票です。以上のとおり、反対が多数です。よって、同意第1号については、これに同意しないことと決定しました。議場の閉鎖を解除します。副町長、入場して下さい。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第5、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について、教育委員会委員であ

ります小谷桂司さんが平成 25 年 3 月 31 日をもって辞職することに伴い、平成 25 年 4 月 9 日までの残任期間について教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は中村弘市さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明いたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第 2 号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお開きください。教育委員会委員の小谷桂司さんが平成 25 年 3 月 31 日をもって辞職することに伴いまして、新たに中村弘市さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定に基づき、当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者で、人格は高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するものでございます。任期についてでございますが、同法第 5 条の規定に基づき、補欠の委員の任期は前任者の選任期間となっております。小谷教育委員会委員の任期が平成 25 年 4 月 9 日となっておりますので、まず残任期間の平成 25 年 4 月 9 日までの同意をお願いするものでございます。それでは、中村弘市さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和 29 年 5 月 10 日、現在 58 歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 53 年 4 月に新規採用職員として海田中学校に赴任、10 年間勤務をし、昭和 63 年 4 月から新設されました海田西中学に赴任、6 年間勤務をしております。引き続きまして、平成 6 年 4 月から海田町教育委員会社会教育課におきまして、派遣社会教育主事として 3 年間勤務しております。その後、平成 9 年 4 月から広島県教育委員会同和教育課、平成 15 年 4 月から広島県教育委員会教育企画課課長代理、平成 17 年 4 月から吉浦中学校長、平成 20 年 4 月から広中央中学校長、平成 22 年 4 月から広島県教育委員会指導第 3 課課長、平成 24 年 4 月から課名が変更になり、豊かな心育成課長として広島県の小中高等学校の生徒指導・道徳教育・人権教育・健康教育を所管する部署で勤務をされております。通算 19 年間の海田町の教育に携わってきた経験、学校長としての現場での経験、県教委として教育行政に携わってきた実績を踏まえ、適任であると判断いたしまして、教育委員会委員としての任命の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第2号については、これに同意することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第3号、教育委員会委員の任命の同意について、教育委員会委員の任命の同意をいただいております中村弘市さんが平成25年4月9日をもって任期が満了することに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き中村弘市さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第3号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。教育委員会委員の中村弘市さんの任期が平成25年4月9日をもって満了することに伴いまして、引き続き中村弘市さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するものでございます。任期は平成25年4月10日からの4年間でございます。教育委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。それでは、中村弘市さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和29年5月10日で、現在58歳でございます。

住所は記載のとおりでございます。職歴につきましては、先ほどと重複するため、省略をさせていただきます。通算 19 年間海田町の教育に携わってきた経歴、学校長としての現場での経験、県教委として教育行政に携わってきた実績を踏まえ、引き続き適任であると判断して教育委員会委員として任命の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第 3 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 3 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第 3 号については、これに同意することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 1 号議案、海田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 1 号議案、海田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、海田町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）それでは、第 1 号議案、海田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお開きください。併せて資料 1 の海田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の概要をお願いします。説明については、資料 1 で説明させていただきます。まず、条例制定の理由でございますが、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ総合的に推進するための対策本部を設置する必要があるため、対策本部に関し、必要

な事項を定めるものでございます。条例の内容につきましては、新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議、部についての規定及び雑則として、その他対策本部に関し、必要な事項について本部長に委任する規定を設けるものでございます。対策本部の組織案につきましては、別紙をご参照下さい。施行期日は、新型インフルエンザ等特別措置法の公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。新型インフルエンザ、私のイメージではいろいろ考えられるわけですが、端的にお尋ねをすると、法定伝染病との違いですね。これはどのように区別をされて、新インフルエンザと。これは国の法律に基づいて、国民の健康と生命ですね、最小限にするというのが大きな目的の一つだろうと思うんですけども、法定伝染病に係わる問題と新型インフルエンザに係わる問題、これはどのように区別されて、こういう組織をつくるのか。私、懸念するのはですね、国民保護法とかあるいは戦前の細菌部隊ですね、731部隊というのが有名ながありますけれども。かなり飛躍をしてね、大げさにこれをつくり上げて、いろんな形でこれがその方に向かっていくような懸念もね、ある恐れがあるというように思うんですね。もちろん健康を守る、あるいは生命を守ることにについては、十分に必要なことでもありますけれども、こういう新型インフルエンザ、私が思うのに、免疫のない人が新型インフルエンザというふうにな、認識としては考えるんですが、はたしてそれが法定伝染病との関係はどうなるのかというのがね、ちょっと私にはわかりにくいんで、お尋ねいたします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）この法律の新型インフルエンザ等ということに関しましては、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある高病原性の新型インフルエンザ及びまだ人類が遭遇していない新感染症についてだけ規定したものでありまして、法定の伝染病とは、感染症法には規定してありますが、はっきり区別してあるものでございます。

○議長（久留島）佐中委員。

○15番（佐中）そうするとですね、例えば、4、5年前に大きな問題となりました、野鳥であるとか家畜であるとかですね、こういうものが一定対象にはなろうと思います。

そうするとですね、強制的に処置をする土地の使用というんか、国民保護の中にもそういうのがありましたけれども、国や県、町が強制的に他人の土地を使用してですね、それを措置するというようなことも考えられんことはないわけですね。あるいは物資の問題であるとか、エネルギーの問題であるとか、これらを強制的にね、やるという。そこらへんのね、国民生活との関係、町民との関係、私有財産との関係、これは本部をつくり上げて、これから検討することでしょうけれども、どうなっていくのか。そこらへんをお尋ねいたします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）この法律につきましては、人から人へ感染が始まって、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた後、この市町の対策本部を立ち上げるものでございます。現在国において、その行動計画とか基本的対処法というのを作成中で、具体のものについてはまだ明らかになっておりません。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）少し補足をして説明させていただきます。先ほど、保健センター所長の方から申しましたように、今後行動計画の策定の中で、議員ご指摘のような物資の搬送、それから町民との関係、いわゆる行動制限等々も出てまいります。それから、私有財産との関係について、いろんなところが出てまいりますので、そこら辺は行動計画の中で具体的に示す予定でございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。2点ほどお伺いします。まず条例の3条2項、国の職員、その他町の職員以外の者を会議に出席させるときはとございますが、資料の別紙、確かに外部専門家というふうに書いております。こちらはどのような方を想定されているのか。2点目は、先ほど佐中議員の質問に対する答弁の中に、新型インフルエンザ以外にも新型の感染症というふうに答弁されたと思いますが、インフルエンザ以外の新しい感染症も含めてというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）対策本部の外部の専門家は、県の保健所の職員、医師会、薬剤師会、警察などを想定しておりまして、必要に応じて本部長が招集することになっております。それから新感染症につきましては、まだ人類が遭遇していないものなので、感染症法にも新感染症として規定してあるものです。一般的な特定の感染症とは区別さ

れる、この感染症で免疫を人類が持っていないので、かなり生命にも危険が及ぶような感染症を想定してあります。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。新型インフルエンザというよりも、先ほど言われた新たな感染症いうんですかね。この前、新聞に載っておりました中国で発生したマダニいうんですかね。結構、中国ではものすごく百何人がかかっているふうなことだったんですけども、そうなってくると、海田町だけの対策本部の図ですよね、これだけだったらどうしても対応できないので、国とか県からの指示があって、その指示の下に海田町のこのような組織が入ってくると言うんですけれども、今の話だったら外部の専門家ということで警察とか県の保健担当の部署いうふうなことだったんですけども、実際には国の組織があって、県の組織があって、その下にくるんじゃないかと思うんですけれども。この図だったら横の方を書いてあるんですけれども。系列的にいったら、国・県の下に町のこういうふうな本部がくるような図式になるんじゃないかと思うんですけれども。その中で国や県の指示で海田町も動いていくというふうな組織になるんじゃないかと思うんですけれども。これで見たら海田町だけ独立しとるような格好に見えるんですけれども。やはり県とか国の部署の下にくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどうなっておるのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、国と県と町の関わりでございますが、いわゆる国・県からの指示に基づいて行動していくようなこととなりますが、海田町においては海田町の対策本部を責任を持って対応するという事で考えていただきたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）2番、兼山です。このような条例を制定するということは、数年前に起こりましたSARSですね、これが起こったときにこういう組織をつくって対応するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）いわゆる保健センター所長が申しましたように、新型の感染症が主なものでございますが、いわゆるその他のもので爆発的な感染が広がるというところであれば、これに準じたような形での対策会議を設けながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第2号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第7号）、平成24年度海田町一般会計補正予算（第7号）につきましては、小学校耐震補強事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第2号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料2の平成24年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、各事業の執行残や決算見込みによる増減、国県支出金の返還金を計上しております。件数が多くございますので、これらの説明は省略をさせていただきます。また、箇所づきのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。併せてご覧いただきたいと思います。それでは、資料の8ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の基金管理事業につきましては、このたびの補正予算の財源調整を行うため、財政調整基金積立金を1億4,971万7,000円増額するものでございます。続きまして、10ページをお願いいたします。選挙費の広島海区漁業調整委員会委員選挙費の職員給与費事業、選挙執行事業につきましては、無投票となったことにより、12万2,000円、42万9,000円を減額するものでございます。11ページに移りまして、民生費の社会福祉費の老人福祉費の介護保険推進事業につきましては、介護従事者の処遇を改善す

るために国から交付されていた臨時特例基金の残余を返還するために、87万1,000円を増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業の法定負担とその他につきましては、特別会計の補正に伴い、26万2,000円、131万4,000円を増額するものでございます。12ページをお願いいたします。障害者支援事業につきましては、障害福祉サービスの利用の増に伴い3,239万8,000円を増額するものでございます。次に、福祉医療費の後期高齢者医療繰出金事業につきましては、特別会計の補正に伴い、26万2,000円を減額するものでございます。次の重度障害者医療費給付事業につきましては、実績により163万3,000円を増額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の国民健康保険繰出金事業（その他）につきましては、財政安定化支援事業の額の確定による増額と、特別会計で収支不足が見込まれるため、3,212万3,000円を増額するものでございます。13ページに移りまして、児童福祉費の児童福祉総務費の母子家庭等自立支援事業につきましては、高等技能訓練促進費の対象者の増に伴い、18万7,000円を増額するものでございます。次に、保育所費の畝保育所再整備事業につきましては、事業の未執行により、1億7,786万7,000円を減額するものでございます。続きまして、17ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、町道2号線窪町ガード下の排水ポンプの修繕及び町道156号線三迫1丁目地内ののり面の修繕を行うため、340万円を増額するものでございます。なお、のり面修繕事業につきましては、繰越明許費を提出しております。次に、道路新設改良費の道路新設改良一般事務事業につきましては、県道矢野海田線の建設負担金を35万5,000円増額するものでございます。続きまして、18ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費の公共下水道繰出金事業（基準外）につきましては、特別会計の補正予算に伴い、4,423万5,000円を減額するものでございます。次に、街路事業費の中店小学校線道路改良事業につきましては、国の交付金の減額により1,600万円の減額するものでございますが、交付金の追加交付の決定が遅れ、事業の年度内完了が見込まれないため、4,982万2,000円の繰越明許費を提出しております。19ページに移りまして、教育費の小学校費の学校管理費の小学校改修事業につきましては、海田東小学校の老朽化している窓枠の取り替え及び砂場に近接し望ましくない状態にあるブランコの移設、はく離のみられる海田西小学校のプールの周囲を補修するため、710万円を増額するもので、いずれも繰越明許費を提出しております。次に、小学校プール改修事業につきましては、老朽化している海田小学校及び海田東小学校のプールを改修するための実施設計を行

うため、940 万円を追加し、繰越明許費も提出をしております。次の小学校耐震補強事業につきましては、国の震災復興特別会計予備費を活用し、海田東小学校の新館の耐震補強を行うため、2 億 2,450 万円を増額するもので、特定財源につきましては、平成 24 年度当初予算に計上した実施設計分も含め、国庫補助金 7,471 万円、緊急防災減災事業債 1 億 4,980 万円を見込んでおります。なお、当該事業につきましても、繰越明許費の提出をしております。20 ページをお願いいたします。中学校費の学校管理費の中学校改修事業につきましては、今年度整備を行いました海田中学校のプール跡地へのフェンスと防球ネットの設置及び海田西中学校のプールろ過器の周辺機器を修繕するため、1,035 万円を増額するもので、いずれも繰越明許費を提出しております。次に、社会教育費のふるさと館移転事業につきましては、事業の未執行により 373 万 2,000 円を減額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。1 款町税から 2 ページの 7 款自動車取得税交付金まで収入見込みによる増減でございます。今補正では、同様の見込みによる増減が数多く出てまいりますが、件数が多いため説明を省略させていただきます。また、歳出に連動した歳入の変更、歳出に関連して説明させていただいたものも省略をさせていただきます。5 ページをお願いいたします。県支出金の都市計画事業負担金の海田市駅南口土地区画整理事業費負担金につきましては、仮換地指定に伴い、県と負担金協定を締結したことにより、平成 20 年度以降の県負担金 1,431 万 4,000 円を増額するものでございます。6 ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、繰り入れを取りやめるものでございます。次に、諸収入の雑入の宝くじコミュニティ助成金につきましては、予定していた福祉保健まつりの事業の一部が助成金の対象とならず、60 万円の減額を行い、町村会の町が主催するセミナー等の開催経費に対する助成金の対象とし、50 万円を増額するものでございます。また、児童扶養手当返納金につきましては、手当受給者の年金が遡及認定されたことにより、113 万 7,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 2 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,125 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 90 億 5,948 万 5,000 円とするものでございます。続きまして、第 2 表、繰越明許費についてでございます。6 ページをお願いいたします。6 ページから 7 ページにかけて 9 事業の繰越明許費を提出しております。内容につきましては、歳入歳出予算の補正であわせて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

す。続きまして、第3表、地方債補正についてでございます。8ページをお願いいたします。8ページの追加1件、9ページの廃止1件、10ページの変更3件でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。以上で平成24年度海田町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずね、説明書の17ページ、それから資料の3ページ、これでまず一つお尋ねをするわけですが、町道2号線の改良でどうかするということなんですが、中身が非常にわかりにくいということですね、もうちょっと詳しく説明してほしいというのと、その資料3の図面、これでいいのかどうか。これポンプは自動でスイッチが入るようになってるのだろうと思うんじゃがね。これ運転停止水位と開始水位と非常にわかりやすく書いとるんじゃけどね、これ反対なんじゃないかというのがまず一つ。どういうふうになって水が上がっていくのか、これでできるんか、その辺の説明をまず願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、排水ポンプの工事の概要でございますが、このポンプの水を吸うところが海水まじりの水、泥水を吸うところの場所でございます。従いまして、普通の真水等と違いまして、海水を多く含んだ水を排出いたしますので、定期的に5年に1回とかいうレベルで本来行うんですが、海水が入りますので、それより若干短めに2年から3年程度において、一度オーバーホールをやって、ポンプが順調に動くように設定をし直すというものでございます。それと今、議員の方からご指摘いただいた運転停止水位と開始水位のご指摘でございますが、こちらはご指摘いただいたようにですね、これはちょっと図面の文言の方が逆でありました。訂正をさせていただきます。下の方が運転の停止水位でございます。失礼いたしました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでええわけじゃがね、もっと真剣に物事やってもらわにゃ困るわけよ。今ここのね、ポンプの位置がどういうふうになるのか。海水が入るのかどうかということなんだけど、何が言いたいかというと、水が溜まったり雨が降った状態というんか、水が漏れる状態で水が垂れとるわけよ。だからその辺の修理と

かいうことについてわからんわけよ。単に町道 2 号の修理、道路改良というだけではね。その辺も含めて非常に親切心が足りない。図面が間違うと言わにゃわからんというのはね、これは素人と一緒じゃ。誰が考えても、このスイッチはどうやって入るんか。そんなもの言わんでもプロならわかるはずじゃろうと思うけどね。平然とこういうものを提出しとる。何回も過去にもこういうことには注意しとる。しっかり見てやらないと駄目ですよというようなことはね、いっぱい言うてるんじゃけどね。それで今、言うた水たまりというのと、漏水についての補修いうか、止水というのか、その辺のところはどうするのかというのをね、再度お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）こちらのトンネル、ちょうどボックストンネル形状になるとかと思うんですが、そちらの接続部のところを目地とか緊結等でですね、うまく密着をしております。どうしても地下水より低いところが半分以上ございますので、どうしても水位が高くなったら、水が若干ではございますが、そのトンネルのすき間から少しずつ溢れていくと。ここはやむを得んところであろうかと思えます。そういったところがありますので、路面排水をして、それが水路に流れて、このポンプのボックスのところに水が落ちて排水するという仕組みになっております。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料2の13ページ、保育促進事業で労働保険料等、臨時職員賃金で727万8,000円が減となっておりますけども、これは保育事業の預かる人数が減になったわけではないと思うんですけど、まずその説明をお願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）保育促進事業の労働保険料、臨時職員賃金の減につきましては、保育士さん、臨時保育士さん等の未雇用の期間があったためでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）未雇用と言われましても、子どもさんを預かっている場合に、何名に何人という保育士さんがいるわけですね。いろいろお聞きしますと、賃金が安いとか人間関係がうまくいってないとかで、途中で辞められる方もいる中で、今後こういった必要な保育士さんを雇用をする当初予算を、必要なのに減をせざるを得ない状況を、どのように解消されるお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）臨時保育士について、必要な人材と考えております。今年度、賃金が低いんじゃないかという質問いただきました。25年度当初予算から、臨時保育士につきましては、約5%の賃金のアップでもって予算要求させてもらっておりますので、そういう面で人件費の改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）19ページの小学校の耐震の問題でお尋ねをいたしますけれど、先ほど繰越明許ということで上げられた数字、内訳は国が7,000万円、それから地方債で緊急防災・減災事業で1億4,980万円ということがあげられておりますが、これまで各学校については、かなりの部分のおおむね100%、国の財源でそういう耐震をやっておいでですが、これは町独自で起債を起こされてやる形になるんですが、この財源は後ほどどうなってくるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）海田東小学校耐震補強事業の後年度負担ということだと思いますけれども、この度の起債で1億4,980万円の起債を発行いたしますけれども、この起債のうち補助事業分が1億1,920万円ございます。こちらについては元利償還金の80%の交付税措置額がございます。残りの単独事業費分3,060万円につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置をされる予定になっております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田ですが、先ほども佐中議員が言われました東小学校の耐震補強工事なんですが、耐震補強と同時に大規模改修並びに非構造部材耐震化工事となっておりますが、この内容についてはどんなものなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）大規模改修というのは、主に窓枠、それから床面、そういったものの老朽化の著しいものについては、大きく改修していくつもりでございます。また非構造部材については、給排水管がかなり老朽化しておりますので、そういったところも改修の対象としております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）まず歳入、法人税が1億4,000万円のマイナス補正、これ当初予算の3割減ということですが、これが実績に基づいているという説明だけではあまりにもひどいんじゃないかと思います。ここまで3割減ということは、当初の見込みがあまりにも甘

かったんじゃないかと思いますが、その具体的な要因は何でしょうか。続きまして、資料の 15 ページ、予防費、予防接種事業マイナス 750 万円、これ随分と金額が多いように思いますが、何が原因でしょうか。あとその下、不育治療費助成事業マイナス 240 万円、これ確か私、今年度の予算特別委員会でかなりやかましく言ったと思うんですよね。年度半ばに 150 万円の補正を組んでゼロだったと、にもかかわらず 300 万円も予算を組むのはなぜかというふうに言わせてもらったと思うんですが、こちらがまた今回 240 万円も余り。こちらまず利用件数と問い合わせ件数、いくらあったでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）法人町民税の減収のことですが、理由といたしましては、自動車関連企業の業績悪化による減収が見込まれるためでございます。それと積算根拠と申しますか、理由といたしましては、まず平成 24 年度の予算編成時での、その時点で見込んだ平成 23 年度末の決算見込みをもとに判断いたしまして、昨今の厳しい経済状況はあるものの、全体としての落ち込みがそれほどないと判断いたしまして、平成 23 年度並みの予算額を計上したものでございます。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）まず、予防接種事業につきましては、24 年 9 月から不活化ポリオワクチンが始まりまして、11 月から三種混合と一緒の四種混合という形での予防接種になっているんですが、そのワクチンの供給量が少なく、なかなか接種者数が伸びていないという現状があります。また、それに伴って三種混合やはしか風疹の予防接種事業が少しずつ接種者数が見込みより少なくなっていて、700 万円という大きな減額補正をさせていただくことになってしまいました。それから、不育治療につきましては、これにつきましては県内で先駆けてこのような条例というか、助成事業をしておりますが、まだ海田町内におきまして実績がない、それから 23 年度は相談もあったんですが、24 年度は相談も特にないという状況でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4 番（住吉）不育治療に関して、確か広報にかなり力を入れるというふうに予算編成のときに答弁いただいたと思うんですが、広報かいたを見る限り、あまり不育治療の助成をはじめましたというのは、見た記憶がないんですよね。その辺どのように周知されてきたんでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）広報につきましては、広報かいた 10 月号で記事を記載させていただいているというところと、それから保健センター内において掲示をしております。それからこれは医療機関に限られておりますので、その医療機関についての掲示と、それから医療機関に町の助成事業についてお知らせをしているという状況です。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 10 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 2 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 2 号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。再開は 10 時 30 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 18 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 9、第 3 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 3 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、水洗便所設備資金貸付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、第 3 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料 5 の平成 24 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明します。資料の 3 ページをお願いします。総務費、総務管理費、一般管理費、公



共下水道事業受益者負担金賦課徴収事業につきましては、全期前納が多かったことにより、前納報奨金を 17 万 5,000 円増額するものでございます。次に、公共下水道使用料徴収事業でございますが、水道課の事務委託料を 101 万 7,000 円減額するものでございます。また、一般管理費、一般管理一般事務事業については、事務事業委託の執行残による 233 万円を減額するものでございます。次に、水洗便所普及費、水洗便所設備資金貸付事業につきましては、貸付件数の減に伴い 1,000 万円減額するものでございます。4 ページをご覧ください。事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、調査委託料の執行残により、160 万円減額するものと、埋設管の移設補償費が少なくなったことにより、900 万円減額するものでございます。公債費の利子につきましては、借入金額が減少したこと等により、103 万 4,000 円減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明します。1 ページ目をお願いします。分担金及び負担金の負担金でございますが、公共下水道事業受益者負担金につきましては、全期前納者が見込みより上回ったため、616 万 2,000 円を増額するものでございます。次に、使用料及び手数料の公共下水道使用料でございますが、使用企業の町外転出や節水などにより、下水道使用料収入が見込めなくなったため、2,398 万 4,000 円減額するものでございます。また、国庫支出金の国庫補助金につきましては、要望額に届かなかったため、250 万円減額するものでございます。そして、繰入金の一般会計繰入金につきましては、総事業費の減額により、4,423 万 5,000 円減額するものでございます。2 ページ目をお願いします。繰越金につきましては、前年度の決算に伴い、繰越金額の総額を全て予算計上するため、未計上分 5,326 万 2,000 円を増額するものでございます。諸収入の貸付金元利収入の水洗便所改造資金貸付金償還金につきましては、利用件数の減に伴いまして、391 万 1,000 円減額するものでございます。次に、町債の下水道事業債でございますが、事業費の減額等に伴いまして、流域関連公共下水道事業債を 960 万円減額するものでございます。続きまして、議案についてご説明します。第 3 号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,480 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ 14 億 230 万 1,000 円とするものでございます。次に議案 3 ページ、第 2 表、繰越明許費についてご説明いたします。この度の補正は、今年度当初補助金内示は町予算に対して 2,800 万円下回っておりましたが、12 月初旬に県から 2,550 万円の補助金追加内示があり、それに応じたものでございます。手続の終了後、工事を発注するため、工事完了が翌年度となる見込みであり、4,600 万

円の繰越明許費を設定するものでございます。それでは、工事内容について説明します。資料6をお願いします。工事名は海田中央第6三迫2丁目地区污水管新設工事(24-5)です。この工事は、三迫2丁目の町道6号線、町道143号線に污水管を布設するものでございます。工事内容ですが、青色部分は推進工法で口径200の污水管を65.5メートル、ピンク色の開削工法で口径200の污水管を241.5メートル、合計で307.1メートルを布設するものでございます。続きまして、議案4ページ、第3表、地方債補正についてご説明します。先ほど歳入でご説明しましたように、町債の借入金額の減額に伴いまして、限度額960万を減額し、1億5,110万円とするものでございます。以上で平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番(西山) 11番、西山です。2点。まず、資料の1ページの下水道使用料が2,398万4,000円の減額です。1企業が昨年12月いっぱい町外に移転されたのと、あとは節水っておっしゃいましたけど、この比率はどのくらいずつの減額になっているんでしょうか。それともう1点は、先ほどの資料説明、工事箇所の資料ですけれども、4ページの公共下水道整備事業。本来ならこの2で、この工事箇所、費目が2の1の1になっておりますので、この公共下水道整備事業のところの1に、工事名が入って、金額も入らないと、ここに何も、資料に対する、4,600万円ですね。それが本来ならここに工事名として入ってくるのではないかと思うんですけど、2点について。

○議長(久留島) 下水道課長。

○下水道課長(武田) 1点目につきましては、比較的には節水の方が多ございます。割合で言いますと、1企業町外に出た分が3割程度でございます。あと7割は節水と、もう一つ、取り付け、配水設備接続のお願いをしている企業が2社の予定だったのが1社、もう1社につきましては、時期が遅れたためでございます。2点目につきましては、当初予算的には公共下水道整備事業として金額は上げておりましたので、ここに工事名としてはあげておりません。

○議長(久留島) 崎本議員。

○12番(崎本) この工事説明書でちょっとお願いします。青色の推進工法とありますが、なぜこの青色の推進工法をせねばならないのか。東大橋のところに開削工法であられますが、町道143号線の開削工事はここに繋げても別に関係はないじゃないですか。ちょ

っと詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）勾配的なことと、深さ、土被り関係がございまして、水道管等が埋設されておりますので、それと今の高さ的に、今の6号線の方に繋ぐことが困難なため、推進工法で143号線の方へ入れるようにしております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）水道管が入ってる、入ってないは別ですが、水道管の高さとですよ、今の下水管の高さですよ。多分、下水管の高さの方が高いと思いますよ。そこらをきちっと精査してやられたか、今までじゃったら試験堀で確認して、あれがあるんじやが、これは一つも付いてませんが、それはどのように考えておられるんですか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）水路等もございまして、それも含めて試験掘調査をした結果、推進工法と決めたことでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）推進工法のところにね、農道がありますよね。なぜこの農道を引っ張らんのんですか。今の私が言うのは、推進工法から西大橋の間に水道管が埋設されちよるから、知ってますよ、大きな水道管が埋設されちよるんよ。だったら、今の推進工法のところに、農道が900ぐらいの農道がありますよ。なぜこれを通されんのんですか。考えはいろいろあるでしょう。それを1番安いような考えで設計してもらわなかったら、後から後からこういうことが出てきますよ。その考えについて、はっきり説明をしてください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）これは設計の段階で試験を行わない調査・精査した結果、こういう形になったのでございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。資料の5の3ページですよ、水洗便所の貸付金で公共下水道が通ったけれども、自分らで貸付金を借りずに工事しますよということだったのか、それとも下水道がきたけれども、そこに接続をされなかったのかというのがわかったらお願いいたします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）この件に関しましては、接続はしていただいているんですけど、それを貸付ではなく個人の費用でやられているということです。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第4号議案、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、療養給付費普及事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）それでは、第4号議案、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料7の補正予算説明書をお願いします。3ページの歳出予算からご説明いたします。2款、保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金2,600万円の増額。次の退職被保険者等療養給付費の負担金補助及び交付金3,026万円の減額。次の高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金720万円の増額。次の退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金1,400万円の減額は、それぞれの給付費、当初見込みに対し、現状に基づいて増減分を調整するものでございます。4ページをお願いします。4款、前期高齢者納付金等の前期高齢者納付金の負担金補助及び交付金33万円の減額は、交付額確定によるものでございます。次の7款、共同事業拠出金の高額医療費拠出金の負担金補助及び交付

金 1,000 万円の減額及び次の保険財政共同安定化事業拠出金の負担金補助及び交付金 3,000 万円の減額は、拠出金の額が当初予算を下回る見込みとなったためでございます。次の 8 款、保健事業費の保健衛生普及費の報酬 58 万 6,000 円の減額及び次の共済費 15 万 7,000 円の減額、訪問健康指導等の保健師 1 名の未雇用期間が 3 カ月分あったこととでございます。次の負担金補助及び交付金 40 万円の減額は、国保連合会の健康づくり事業が予算編成後に廃止となったためでございます。1 ページに戻りまして、歳入予算についてご説明いたします。4 款、療養給付費等交付金の現年度分 2,180 万円の減額及び次の 5 款、前期高齢者交付金 443 万円の減額及び次の 6 款、県支出金の県補助金の財政調整交付金 2,500 万円の減額は、交付額が当初予算を下回る見込みとなったためでございます。次に 7 款、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金 1,400 万円の増額は、交付額が当初予算を上回る見込みとなったためでございます。2 ページをお願いします。保険財政共同安定化事業交付金 7,100 万円の減額は、交付額が当初予算を下回る見込みとなったためでございます。次に 9 款、繰入金の一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金 40 万 7,000 円の増額は、国からの財政支援金が見込みを上回ったためでございます。次の一般会計繰入金 3,171 万 6,000 円の増額及び次の基金繰入金 2,397 万 4,000 円の増額は、先に説明しました共同事業交付金等の収入見込み減により生ずる不足分の財源として充てるものでございます。次に 11 款、諸収入の雑入 40 万円の減額は、国保連合会の健康づくり事業が予算編成後に廃止となったためでございます。それでは第 4 号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ 5,253 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 29 億 5,790 万 4,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 4 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 4 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第5号議案、平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、地域密着型介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第5号議案、平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料8の平成24年度補正予算説明書により歳出からご説明いたします。資料8の3ページをお願いします。総務費の総務管理費の一般管理費委託料66万2,000円の増額は、介護保険システムの介護認定ソフトの改定対応業務に伴うもので、次の備品購入費65万2,000円の増額は、認定ソフトの改定にあわせ、老朽化した認定調査票の読み取り装置を更新するものでございます。次に、保険給付費の介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費負担金補助及び交付金の300万円の増額は、認知症対応型居宅介護、いわゆるグループホームのサービス利用増等によるものでございます。次の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業費、賃金62万5,000円の減額は、臨時雇用をしております社会福祉士の人件費を減額するもので、次の任意事業費の委託料51万2,000円の増額は、配食サービスの利用者が見込みを上回ったことによるものでございます。4ページをお願いします。次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金78万円の減額は、歳入歳出の財源調整を行うため、減額をするものでございます。次に1ページに戻りまして歳入についてご説明いたします。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金87万円の増額、次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金60万円の増額、次の県支出金の県負担金の介護給付費県負担金37万5,000円の増額及び次の繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金37万5,000円の増額は、保険給付費の増額に伴いまして、各法定負担分の増によるものでございます。2ページをお願いします。次の事務費等繰入金131万4,000円の増額は、歳出でご説明いたしました介護認定ソフト

トの更新に伴う経費を一般会計から繰り入れるものでございます。次の地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業繰入金は、歳出でご説明いたしました臨時職員賃金の減額分と配食サービスの増額分を相殺し、11万3,000円を減額するものでございます。次に議案についてご説明いたします。第5号議案をお願いします。

この度の補正予算は、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ342万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,919万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、第6号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料等納付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第6号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料9の平成24年度補正予算説明書により、歳出からご説明いたします。資料9の3ページをお願いします。総務費の総務管理費の一般管理費、委託料19万2,000円の減額

は、新広域連合電算システム導入支援業務委託料の執行残によるものです。次に徴収費の需用費 10 万 5,000 円の減額は、保険料徴収事業で使用する納付書、封筒等の印刷製本費の執行残でございます。次の後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金 367 万 9,000 円の増額は、前年度の保険料負担金を精算するため、前年度繰越金の全額を広域連合に納付するものでございます。次に 1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料の 795 万円の減額は、特別徴収対象者が当初見込みを下回ったことによるものでございます。次の普通徴収保険料の現年度分 795 万円の増額は、現年度分の普通徴収対象者が当初見込みを上回ったことによるものでございます。次の普通徴収保険料の滞納繰越分 30 万 1,000 円の増額は、滞納繰越分の徴収率が見込みを上回ったことによるもので、歳出でご説明いたしました広域連合納付金の内訳として、全額を広域連合へ納付するものでございます。次の繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金 29 万 7,000 円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費が当初見込みを下回ったことによるものでございます。次の保険基盤安定繰入金 3 万 5,000 円の増額は、今年度の基盤安定繰入金の額が確定したことによるもので、次の繰越金の繰越金、前年度繰越金 330 万 3,000 円の増額は、保険料の増加に伴い、歳出でご説明いたしました広域連合納付金の内訳として、その全額を広域連合へ納付するものでございます。2 ページをお願いします。続いて、諸収入の延滞金・加算金及び過料の延滞金 4 万円の増額は、普通徴収保険料に係る延滞金について、その全額を広域連合へ納付するものでございます。次に議案についてご説明いたします。第 6 号議案をお願いします。この度の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 338 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,028 万 2,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 6 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 6 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成25年度町長施政方針を申し上げます。本会議に提案しております平成25年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。私は、町民の皆様から町政を託されて10年目となりますが、この間、議会の皆様、町民の皆様のご指導とご協力をいただき、町の実情に合った町民目線の行政を推進してまいりました。これまでも本町の地域性を活かし、安全・安心で子育てしやすく、住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりました。引き続き、住民の福祉の向上と町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。さて、平成23年度にスタートいたしました第4次海田町総合計画も3年目を迎え、引き続き、皆様に見える形での総合計画の基本構想に掲げる都市像、ひと輝く・四季彩のまちかいたの実現に向け、推進してまいりたいと考えております。次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、東日本大震災の深刻な打撃から立て直しが図られる中、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、景気回復へ向かうことが期待されています。しなしながら、海外の景気の状態によっては、国内の景気を押し下げることであり、先行き不透明な状況となっております。次に、平成25年度の地方財政の状況でございますが、地方に交付される地方交付税の総額については、6年ぶりに前年度を下回るものの、地方税や地方譲与税等の増により、一般財源総額につきましては、平成24年度と同水準を確保されています。続いて、本町の財政状況についてでございます。歳入においては、町たばこ税の増額が見込まれるものの、景気の低迷により、個人町民税、法人町民税ともに減が見込まれ、町税全体では大幅な減を見込んでおります。一方、歳出においては、平成24年度にあった退職手当のための特別調整負担金の減額や、海田西中学校整備事業債の償還終了に伴う公債費の減額はあるものの、海田市駅南口土地区画整理事業費の増額や、国民健康保険特別会計の収支不足を補てんする繰出金が必要となると見込んでおります。こうした中で、予算の編成

に当たり事務事業評価を反映するとともに、一般行政経費のゼロシーリングの実施や、事務事業の見直し、特定財源の確保に努め、限られた財源の中で、第4次海田町総合計画に掲げられた各種施策の推進に財源を重点的に配分いたしました。歳入歳出の見込みで財源不足を生じたので、財政調整基金の取り崩しにより不足分を補い、予算を編成いたしました。衆議院の解散による政権交代に伴い、国の平成25年度予算の概算要求の見直しが行なわれ、地方財政計画の見えない中での予算編成でしたが、今後、国の予算の成立に伴い、方針や施策が大きく変わる可能性がありますので、動向を注視し、柔軟かつ適切に対応してまいりたいと考えております。次に、行財政の運営につきましては、これまでの財政健全化の取り組みにより、人件費の減や町債残高の縮減など、一定の成果をあげてきております。引き続き、身の丈にあった簡素で効率的な行財政運営に努めてまいります。それでは、主な事業につきまして、総合計画に示された施策の方向に沿って説明をさせていただきます。

第1点目は、子どもがいきいきと育つまちをつくろうでございます。子育てしやすい環境の整備につきましては、全ての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを行ってまいります。子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの3カ所の子育て支援センターを中心に子育て相談・親子教室、食育講座などを行い、親子で気軽に集うことができる場づくりを引き続き行ってまいります。また、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い、親子で触れ合い、家族の絆を深めるためのイベント、ワッショイかいたの開催や、3人乗り自転車の貸し出しを引き続き行ってまいります。保育サービスにつきましては、保育所での延長保育、一時保育、休日保育を行い、多様化する保育ニーズに対応してまいります。また、国・県で準備が進められております子ども・子育て支援新制度につきましては、円滑な施行ができるよう、今後保育ニーズの把握に努め、適切に対応してまいります。また、保育所入所園児の感染症情報の集約に基づき、早期の予防対策と感染拡大防止を引き続き行ってまいります。その他、保育所での未就園児に対する園庭開放や妊婦に対する保育体験事業、会員同士により子育て援助を行うファミリーサポートセンター、シルバー人材センターの託児支援やヘルパー派遣事業などの子育て支援を行ってまいります。次に、子育て世帯への経済的な負担の軽減として、就学前までの入通院医療費の助成及び中学生までの入院医療費助成を引き続き行ってまいります。また、新たに平成25年度から権限移譲により、未熟児の

入院に係る医療費を支給する未熟児養育医療費給付事業を実施してまいります。その他、子ども対象とした各種手当の支給や、2人以上同時に保育所に入所した場合の保育料の軽減などを引き続き行ってまいります。子どもが健やかに育つ環境の整備につきましては、引き続き、児童クラブにおいて下校後、保護者などが家庭にいない小学校低学年の児童を対象に基本的生活習慣、道徳性、社会性の育成に努め、児童の健全育成を図ってまいります。受入れ児童が増加する海田南児童クラブにつきましては、新たに海田南第2児童クラブを開設し、待機児童の解消を図るとともに、適切な運営に努めてまいります。また、放課後子ども教室を通して、子どもの健やかな活動場所をつくるとともに、住民の学習成果を地域へ還元する場として、引き続き、放課後活動の支援を行ってまいります。特に配慮が必要な子どもや家庭につきましては、子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、児童虐待の早期発見や虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行うための体制整備を行ってまいります。発達障がいなどの障がいを持つ児童に対しても、それぞれ障がいの状況に応じた適切な対応ができる体制づくりに努めてまいります。ひとり親家庭に対しては、母子自立支援員による相談・指導体制の充実を引き続き図るとともに、経済的な支援も行ってまいります。学校教育の充実につきましては、すべての児童生徒が調和のとれた生きる力を育むことを目標に掲げ、小学校と中学校の教職員が9年間を見通して児童生徒を育てるという視点に立って、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色のある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。まず、確かな学力の育成のために、学力の確実な定着を目指す学力向上総合対策事業を推進し、小中ともに研究を進めながら、授業の充実を図ってまいります。豊かな心の育成のために、道徳の時間を要とし、道徳性を育む体験活動や読書活動を充実させてまいります。また、児童生徒が自己指導能力を身に付けることができるよう、小中一貫した生徒指導体制を一層確立し、学校・家庭の約束の定着を図ってまいります。健やかな体の育成のために、課題を踏まえて体を動かす機会を増やし、児童生徒の体力づくりや食育・健康教育の充実を目指してまいります。次に、子どもの安全・安心の確保につきましては、緊急情報等メール配信サービスを活用し、情報発信をするとともに、学校安全ボランティア活動を引き続き推進してまいります。学校施設におきましては、中長期整備計画に基づき、海田小学校特別教室棟、海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強設計を実施してまいります。校区については、通学区域審議会の答申を受け、対応を検討してまいります。心豊かでたくましい青少年の

育成につきましては、社会全体で青少年の健全な育成を支援するため、家庭、地域、学校が一体となり、相互の支援体制の強化や教育力の向上に努めるとともに、人材・団体等の育成に取り組んでまいります。また、子どもの読書活動を高め、読書の習慣化や本を通じて人間形成を図るため、ボランティアによる本の読み聞かせや乳児の保護者を対象としたブックスタート事業等を継続して実施するとともに、図書館幼児児童コーナーにおいては、児童書・育児書など蔵書の充実と触れ合いの場としての利活用を行ってまいります。

第2点目は、だれもが尊敬され活躍するまちをつくらうでございます。生涯学習の推進につきましては、住民一人ひとりが生涯にわたって学習し、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、社会変化に対応した多様な学習機会の確保に努め、学習成果を地域社会に還元できる場を提供するとともに、海田東公民館の耐震補強工事実施設計を実施し、住民の学習活動を支援してまいります。地域文化の継承と創造につきましては、優れた芸術文化にふれる機会を提供し、住民の文化に関する知識及び教養の向上に努めてまいります。また、旧千葉家住宅を中心とした町内の文化財の紹介や歴史資料の調査研究に取り組むとともに、郷土の歴史に対する住民の関心を高め、その継承に取り組んでまいります。スポーツのまち・海田づくりにつきましては、住民が様々なスポーツに親しみ、楽しく健康づくりができるよう、環境の整備やスポーツの学習機会を増やしてまいります。また、学校等の身近な施設でスポーツを楽しんでもらえるよう、学校開放事業を継続するとともに、スポーツ少年団等に属していない子どもたちにも、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる場を提供するために、毎月第3日曜日の家庭の日において、学校施設ふれあい事業を行ってまいります。町内の各スポーツ団体については、団体相互の交流や技術向上が図れるよう、引き続き、支援をしてまいります。人権尊重と人間性豊かな人づくりにつきましては、海田町の人権教育・人権啓発指針に基づき、花の栽培を通して命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映などを行い、人権を守り、大切にしていける明るく住み良いまちづくりに取り組んでまいります。男女共同参画社会の形成につきましては、海田町男女共同参画基本計画に基づき、性別に関係なく、互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、理解と関心を深めるよう広報・啓発に努めるとともに、町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。また、配偶者暴力相談窓口を設置し、関係機関と連携をとり、被害者の支援に取り組んでまいります。多文化共生社会の形成につきましては、国籍にか

かわらず、すべての人々が暮らしやすいまちの実現を目指し、海田町国際交流協会を支援するとともに、連携を密にしながら、住民意識の啓発や交流の促進を図ってまいります。また、外国人にとっても住みやすい環境づくりを進めるため、日系人労働者生活相談員を配置し、各種情報の提供や生活相談体制の確保を行ってまいります。

第3点目は、健康で人にやさしい安心のまちをつくろうでございます。健康づくりの推進につきましては、平成24年度に新たに策定した健康かいた21に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の重症化予防、心の健康づくり、食生活改善などの事業を計画的に実施することにより、住民の健康の増進を図ってまいります。子どもの健やかな成長を支援していくため、生後4カ月までの赤ちゃんへの全戸訪問や幼児健診の未受診者訪問、出産や育児に関する相談、健康教育などを行い、母親の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めてまいります。発達障がい傾向にある子どもに対しては、専門医師や心理士による個別相談や幼児発達支援教室を実施するとともに、就学前にアンケート調査を行い、就学に向けて適切な対応ができるよう取り組んでまいります。妊婦一般健康診査につきましては、14回分の検診費用を公費で負担することにより、経済的負担の軽減を図ってまいります。また、過酷な勤務環境にある産科医師に対する支援や不妊治療、不育症治療費の助成を引き続き行ってまいります。次に、生活習慣病につきましては、個別勧奨を行うなど特定健診の受診率の向上を目指すとともに、糖尿病予防教室、水中健康教室、健診結果説明会などを通して生活習慣病の予防に取り組んでまいります。ふれあいウォーキングにつきましては、参加者の更なる拡充を図る観点から、新たにウォーキング大会として、関係団体との連携して実施してまいります。また、ワッショイかいたの中で健康・食育フェアを実施することにより、住民の健康増進や健全な食生活の普及啓発に取り組んでまいります。がん検診につきましては、特定の年齢の方に子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券に加え、新たにHPV検査項目の拡充や乳がん検診の対象年齢の拡大を行ってまいります。胃がん検診につきましては、希望に応じてピロリ菌検査も行うなど、検診項目の充実を図り、受診率の向上と早期発見・早期治療につながるよう取り組んでまいります。予防接種事業につきましては、定期予防接種や子宮頸がん、ヒブ・小児用や75歳以上の肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行うとともに、新たにおたふくかぜワクチンの接種助成を行い、難聴などの合併症の予防に努めてまいります。自殺予防対策につきましては、支援が必要な方への個別対応や相談を実施するとともに、自殺予防の啓発に努めてまいります。また、新たにうつや認知症の

予防に効果があるとされる睡眠改善教室の実施や地域でのメンタルヘルスの関心を高めるための人材育成を行ってまいります。歯科保健につきましては、住民に身近ないきいきサロンなどへの出前教室を通して歯科指導を行うとともに、妊婦や節目年齢の方への歯周疾患検診を実施し、生涯を通した歯の健康づくりを推進してまいります。食育の推進につきましては、食を通じて生涯にわたる健康づくりを実践できるよう、学校、家庭、地域等と連携した食育推進体制の整備を図り、食文化の再発見と伝承、食の安全など食生活の重要性についての啓発に取り組んでまいります。豊かな高齢社会の形成につきましては、高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が元気でいきいきとした生活が送れるよう、生きがい対策事業や日常生活支援事業の推進に取り組むとともに、高齢者の居場所づくりのため、自治会が実施するいきいきサロンについては、開催状況に応じて支援をしてまいります。福祉センターにつきましては、引き続き海田町社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行ってまいります。また、指定管理期間が平成 25 年度をもって満了となることから、平成 26 年度以降の指定管理については、これまでの管理運営状況を踏まえて検討してまいります。次に、退職後の皆様におかれましては、培った豊かな経験と知識を活かし、活動的な高齢者として、地域へ貢献にしながら豊かで健康的な生活を送っていただけるよう、生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブなどに対して、引き続き、支援を行ってまいります。また、高齢者のふれあいや社会参加を推進するために、旧広島法務局海田出張所跡地の取得を前提に、海田町シルバープラザとして活用するための改修設計を行ってまいります。障がい者福祉の推進につきましては、障がい者基本計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が尊重し合い、支え合う、安らぎのある地域社会の実現を目指して、障がい児支援の強化や総合的支援の整備に取り組んでまいります。新たにこれまでの障がい者の範囲に難病の患者も含め、障がいの状況に応じた適切なサービスが受けられるよう支援してまいります。障がい者の生活の充実を図るため、新たに手話のできない難聴者に対する要約筆記奉仕員の派遣や、身体障害手帳を持たない難聴児に対する補聴器の購入費助成を行ってまいります。また、平成 25 年度から権限移譲により身体障がい児の特定の疾患に係る医療費を支援する育成医療費支給事業を実施するとともに、引き続き、障がい者に対する相談支援体制の確保や各種手当の支給や医療費の助成にも取り組んでまいります。精神保健事業につきましては、引き続き、通院医療費助成を行い、精神障がい者の方が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう経済的負担の軽減を図る

とともに、新たに家族会を通じて、福祉サービスの支援や交流を深めるよう取り組んでまいります。次に、難病患者等支援事業につきましては、引き続き、日常生活用具の給付事業を実施するとともに、新たに小児慢性特定疾患患者が治療のため県外の医療機関を受診する場合の交通費を助成し、安心して療養生活が送れるよう支援してまいります。地域福祉の推進と総合的なサービスの提供につきましては、引き続き、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、地域に密着した人々にやさしいまちづくりの推進に努めてまいります。また、犯罪被害に遭われた被害者とその家庭を支援する公益社団法人広島被害者支援センターの活動に対し、引き続き、賛助会員となり、被害者支援活動を財政面からサポートしてまいります。生活保護費給付事業につきましては、生活困窮者の不安解消や生活支援を図るとともに、必要に応じ、積極的に就労の支援を行うなど、自立に向けて迅速で細やかな対応を行ってまいります。また、就労意欲のある離職者のうち、就労の基盤となる住居を喪失するおそれのある方などに対しては、住宅手当の支給を行うとともに、就労への支援を引き続き行ってまいります。交通安全施設の推進につきましては、交通安全施策の充実に努めてまいります。また、交通事故のない安全なまちづくりを進めるために、引き続き、交通安全についての意識啓発を推進するとともに、海田町交通安全協会への活動支援を行ってまいります。防犯対策の推進につきましては、犯罪を未然に防ぐため、夜間防犯パトロール事業を引き続き実施するとともに、防犯意識の普及・推進のため、各種活動を展開している海田町防犯組合連合会等の取り組みを支援してまいります。消費者行政の推進につきましては、悪質商法及びインターネットトラブルなどの被害が増加している現状に対応するため、広報などによる情報提供や出前講座による啓発活動に努めてまいります。また、引き続き毎週木曜日に専門の相談員による相談窓口を開設するなど、住民の相談に対応してまいります。

第4点目は、環境にやさしく快適なまちをつくろうでございます。地球温暖化対策の推進につきましては、公共施設へのみどりのカーテン設置を引き続き実施するとともに、海田町地域温暖化対策地域協議会と連携を図りながら、みどりのカーテンの地域への定着を進めてまいります。この度導入した電気自動車につきましては、近距離用の公用車や屋外イベントでの外部電源として活用し、二酸化炭素排出軽減の取り組みについてのアピールを進めてまいります。また、同時にひまわりプラザに整備しております、急速充電設備につきましても、利用の周知を図るため、電気自動車の普及に努めてまいります。環境保全と循環型社会の形成につきましては、快適な都市環境、生活環境の保持・

増進に向け、住民や事業者、関係団体等と連携しながら、ごみの減量化やリサイクルなど3R運動を推進し、ごみの適正な処理などに取り組んでまいります。住民の皆様には、ごみに対する意識の向上とともに、環境問題への啓発を行い、循環型社会を実現していくよう努めてまいります。また、環境センター焼却施設の跡地利用計画につきましては、引き続き、研究してまいります。住宅・住環境の整備につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づき、すべての町営住宅を長寿命化してまいります。平成25年度につきましては、第一蟹原住宅の給水管・排水管等を交換するための詳細設計を行ってまいります。私道整備補助事業につきましては、生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備費用の一部を補助してまいります。公園緑地の整備につきましては、引き続き、身近な公園・広場などの整備、維持管理に努めてまいります。海田総合公園につきましては、引き続き、指定管理により平成26年度まで管理運営を行ってまいります。施設整備につきましては、テニスコートの人工芝の全面張替えやシャワー棟の新設等を行ってまいります。自然と文化が息づくうおいのある環境づくりにつきましては、貴重な自然を守りながら、引き続き、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、森林、遊歩道の適切な維持管理と整備に努めてまいります。平成25年度につきましては、日浦山遊歩道の階段工や案内板等の改修を行ってまいります。

第5点目は、都市基盤を整え生かすまちをつくろうでございます。拠点づくりと計画的な土地利用の推進についてでございますが、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県及び広島市において事業の見直しの検討が進められておりますが、町といたしましては、引き続き、現計画での事業の実施を強く要望してまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、平成24年10月に仮換地指定を行いましたので、関係権利者と支障物件に係る移転補償について協議を進め、契約の締結を行ってまいります。農地の保全につきましては、イノシシ等による農作物被害の増加に対応し、住民の皆様の不安を取り除くため、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、駆除活動などに対する支援の充実を図ってまいります。災害に強いまちづくりの推進につきましては、国及び県の防災計画の修正に伴い、災害対策の指針となる海田町地域防災計画を改定し、防災基盤の見直しを図ってまいります。また、全国瞬時警報システムによる緊急情報や、同報系防災行政無線による災害情報など、各種情報の確実な伝達に努めてまいります。防災行政ラジオの有償配布も引き続き進めてまいります。災害時に援護を必要とされる皆様が、安全・確実に避難することができるよう、災害時



要援護者支援体制の確立に努めてまいります。消防団につきましては、常備消防である広島市消防局との連携を図りながら、火災・災害対応力の充実強化を進めてまいります。河川修繕につきましては、引き続き、東二丁目地内の東桜木川の修繕を進めるため、実施設計を行ってまいります。また、林道や急傾斜地を適正に管理し、安全で安心な環境にしてまいります。住宅の耐震化につきましては、木造戸建住宅の耐震改修に係る工事費用の一部を補助し、住宅の耐震化を促進してまいります。交通網の整備についてでございますが、都市計画道路の整備につきましては、中店小学校線の用地買収を引き続き進めてまいります。生活道路の整備につきましては、円滑で安全な通行を確保するため、畝二丁目地内の町道 2 号線歩道改修工事、蟹原二丁目地内の町道 6 号線 1 工区整備工事、三迫二丁目地内の町道 6 号線 2 工区整備工事、三迫三丁目地内の町道 6 号線バイパス整備工事を進めてまいります。また、歩行者の安全確保を図るため、瀬野川東踏切の歩道改良工事を行うとともに、町道 2 号線瀬野川西踏切整備事業について、用地測量を行ってまいります。道路の修繕につきましては、損傷箇所の改善や安全確保のため、日の出町地内の町道 5 号線、中店地内の町道 17 号線、南本町地内の町道 314 号線、月見町地内の町道 231 号線などの修繕工事を実施してまいります。橋りょうの修繕につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、三迫三丁目地内の的場橋修繕工事を実施してまいります。また、日下橋の舗装修繕工事などを実施してまいります。町内循環コミュニティバスにつきましては、広報などで普及啓発に努めるとともに、引き続き、運行の安全と定時性を確保してまいります。

第 6 点目は、産業と働く人が元気なまちをつくろうでございます。雇用の場の確保につきましては、雇用の安定と創出を図るため、関係機関との連携を図り、様々な情報を提供してまいります。また、平成 25 年度も継続となる広島県緊急雇用対策基金を活用し、引き続き、雇用の創出・提供を図ってまいります。工業・商業の振興につきましては、町内の商工業の持続的発展を図るため、広島安芸商工会と連携して、経営指導体制の強化及び経営の安定化を図ってまいります。また、中小企業融資制度預託金を増額し、中小企業の経営の安定と維持発展に必要な資金供給の更なる円滑化を図ってまいります。

第 7 点目は、参加と連携でまちづくりの推進力をつくろうでございます。地域活動と協働のまちづくりの推進につきましては、様々な団体が主体性と自主性をもって活動できる団体となるため、必要な研修を実施するとともに、活動場所の提供や関連情報の積

極的な発信など、側面的な支援を行ってまいります。また、協働のまちづくりに関するフォーラムを開催し、住民の意識の啓発に取り組んでまいります。更に、海田町自治会連合会が実施する事業を支援することで、地域づくりの基礎となる自治会活動の活性化を図ってまいります。また、役場庁舎ロビーにおいて議会のテレビ中継を引き続き実施するなど、広報活動の一層の強化に取り組んでまいります。そのほか、町長のぶらり訪問やタウンミーティングなどを通じて住民の皆様の生の声を町政運営に反映してまいります。交流と定住・居住の促進につきましては、住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるよう、第4次海田町総合計画に基づく事業を確実に進め、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、積極的な情報提供をしてまいります。また、交流・定住施策について、引き続き、調査・研究を行ってまいります。地方分権に対応した基礎自治体としての基盤整備と広域的な連携につきましては、広域的な課題などの解決にむけて、関係市町との交流を深めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ってまいります。住民の皆様の利便性の向上を図るため、引き続き、海田東公民館で証明書の発行を行うとともに、新たに、毎月第2土曜日に役場住民課の窓口を開き、住民票等の証明書の交付を行ってまいります。今後とも、より一層行政サービスの充実に努めてまいります。次に、戸籍の管理につきましては、戸籍システムを改修し、法務局との戸籍の副本の連携を行い、災害による滅失の防止に取り組んでまいります。次に、役場庁舎につきましては、障がい者等に対応した多目的トイレを整備するとともに、老朽化した施設・設備の改修を行ってまいります。町税等の収納対策につきましては、景気の低迷が続く厳しい状況の中で新たな滞納を発生させないよう、納税相談を継続的に実施してまいります。また、引き続き、文書や電話による催告の実施により、払い忘れの方に注意を喚起してまいります。なお、個人住民税につきましては、平成24年度から開始の特別徴収の完全実施へ向けた取り組みを継続し、税収確保に努めてまいります。納付方法につきましては、引き続き、コンビニ納付、口座振替納付の推奨などを通して、納税者の利便性の向上に努めるとともに、収納率の向上を図ってまいります。

第8点目は、特別会計でございます。公共下水道事業特別会計につきましては、雨水施設及び汚水施設の整備を引き続き進めてまいります。雨水施設につきましては、曾田・国信一丁目・寺迫二丁目地区の浸水解消を図るため、雨水貯留管の整備を引き続き行います。汚水施設につきましては、海田中央第6処理分区の三迫二丁目地区及び海田東第1処理分区の東一丁目、東二丁目、三迫二丁目地区の幹線と面整備を進めてまいり

ます。これにより整備面積は、約 451 ヘクタール、処理人口は、約 27,050 人となり、全面積の 73.7%が整備され、人口普及率は 93.6%になる予定でございます。国民健康保険特別会計につきましては、平成 24 年度収支状況を踏まえ、財源の不足が見込まれるため、収支不足補てん分の一般会計繰入金を計上することといたしました。今後とも、安定した保険税収の確保に努め、引き続き、口座振替納付やコンビニ納付の促進を図るとともに、納税相談や電話による催告を継続的に実施するなど、なお一層の収納率向上に努めてまいります。また、引き続き、医療費の適正化を推進するため、保健師による頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいります。次に、住民の健康の保持・増進を図るため、引き続き、生活習慣病対策として、特定健康診査の受診率向上や保健指導の効果的な実施に努めてまいります。また、栄養指導や運動教室などの健康づくり事業を引き続き実施してまいります。介護保険特別会計につきましては、第 5 期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業や訪問による介護相談事業に取り組むとともに、認知症を正しく理解していただくための講座の開催や、徘徊・見守り SOS ネットワーク事業により、見守り体制の強化を図ってまいります。また、要介護認定の適正化やケアプラン点検事業などの介護給付適正化事業を実施するとともに、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、健全な保険財政の運営に努めてまいります。後期高齢者医療特別会計につきましては、運営主体の広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。水道事業会計につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、引き続き、水道施設の更新や長寿命化を図るとともに、災害対策の推進に努めてまいります。水道管につきましては、更新時期を迎えた配水管を順次耐震管に更新してまいります。耐震 2 次診断の結果を受け、平成 24 年度に実施設計を行った石原配水池の耐震化を図ることにより、災害時の飲料水等を確保するため、2 カ年に渡り改修工事を行います。また、他の水道施設につきましても、計画的に施設整備を行うための計画策定に着手してまいります。これまで主に町の行事などで無料配布してきたペットボトル海田の水を平成 25 年度から有料化し、誰もが購入できるよう町内で販売することにより、広く海田町と水道水のおいしさを P R してまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所在でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は、終了する見込みがございません。従って、会議規則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞様でございました。

午後 1 1 時 4 5 分 延会